第9次水質総量削減制度について

1 総量削減制度

(1) 背景 • 経緯

- ○**従来の濃度規制だけでは富栄養化の対策が困難**であることから、流域から流れ込む汚濁物質の「**総量」削減する制度**を導入(S54~.今回第9次)
- 〇当該制度は、**閉鎖性海域(指定地域)の水質汚濁を防止**するため、水質汚濁防止法及び 瀬戸内海環境保全特別措置法に規定された。
- ○今般、この制度に基づき、**国において「第9次総量削減基本方針」(R4.1)が策定**されたことに伴い、**奈良県水質総削減計画(H29.6)を見直す**。(5~6年毎に改正)

(2)対象項目: COD(化学的酸素要求量)[※]、窒素、りん

※有機性汚濁(難分解性を含む。)の指標で、滞留時間の長い湖沼・海域で用いられる。

(3)閉鎖性海域(指定地域)

海域 (指定地域)	瀬戸内海
関係府県	奈良県 (大和川水系、紀の川水系、 淀川水系の一部) その他12府県



指定区域

2 奈良県水質総量削減計画(H29.6)の評価

〇総量削減目標は「達成している。

(単位:t/日)

	COD(化学的酸素要求量)			窒素			IJん		
分類	R1年度 目標	R1年度 実績	評価	R1年度 目標	R1年度 実績	評価	R1年度 目標	R1年度 実績	評価
生活排水	8	8		4	4		0.5	0.4	
産業排水	4	4		1	1		0.1	0.2	
その他	2	2		5	5		0.2	0.2	
計	14	14	0	10	10	0	0.8	0.8	0

3 第9次総量削減基本方針(国:R4.1)

(1)基本的な考え方

これまで瀬戸内海の水質は、全体としては一定程度改善。

しかし、大阪湾では水質汚濁、その他の海域では栄養塩類の不足による水産資源への悪影響が見られる。

○瀬戸内海 : 現在の水質から悪化させないこと

(水質悪化だけでなく貧栄養化にも留意)

○うち大阪湾 : 現在の水質を維持

(依然水質に問題がある海域は個別に**局所対応**)

(2)削減目標(目標年度: 令和6年度) ※海域(都府県)、項目(COD、窒素、りん)毎に、大臣が設定

(単位:t/日)	COD	窒素	りん	
奈良県	13 (14)	10 (10)	0.8 (0.8)	

※()内はR1目標値

4 奈良県水質総量削減計画(案)の概要

(1)基本的な考え方

○国の基本方針に基づき、総量削減計画を策定 (削減目標量、総量規制基準[※]、施策)

(2)目標(目標年度:令和6年度)及び目標達成のための

○国の基本方針で示された目標値をベースに分類別に

〇県施策(大和川きれい化等)から生活排水のCOD削

総量規制基準(環境審議会諮問事項)

- 〇総量削減目標(産業排水)を達成するため、 業種別に規制基準を設定する必要がある。
- ○その設定にあたっては、国の示す範囲内で 県が設定する。
- <今回の県の考え方(案)>
 - ○産業排水の削減目標は変更されていない。
- ○国が示す基準の範囲も変更されていない。⇒規制基準は変更しない。

標を下げる。

分類		生活排水	産業排水	その他	計
	COD	7(8)	4	2	13(14)
目標値 (t/日)	窒素	4	1	5	10
(6) [1]	りん	0.5	0.1	0.2	0.8
施策 ※奈良県環境総合計画 「第4編Ⅱ健全な水循環 の構築」参照		・重点対策支川対策促進・公共下水道の整備・接続推進・合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進・多様な主体の連携・協働による実践活動の促進・啓発等	・工場・事業場等への立 入検査等	・家畜排せつ物の適正 管理の推進等	-

※()内はR1実績値

(3) 今後のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
総量削減 計画策定		●環境審議会		養会報告 経労委) パブ くー	●環 ¹ 		· 養会報告 圣労委)————————————————————————————————————